

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正
<u>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</u> Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 生命保険募集人の登録事務 （１）登録申請書の受理及び確認 ①～④ （略） ⑤ 登録申請書の添付書類 ア．～オ．（略） カ． 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。 （ア） 住民票記載事項証明書 （イ） 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 （ウ） 印鑑登録証明書 （エ） 有効期限内の次の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード （注）定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 Ⅲ－２－２ 損害保険代理店の登録事務 （１）登録申請書等の受理及び確認 ①～④ （略） ⑤ 登録申請書の添付書類 ア．～オ．（略） カ． 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。	<u>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</u> Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 生命保険募集人の登録事務 （１）登録申請書の受理及び確認 ①～④ （略） ⑤ 登録申請書の添付書類 ア．～オ．（略） カ． 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。 （ア） 住民票記載事項証明書 （削除） （イ） 印鑑登録証明書 （ウ） 有効期限内の次の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書 （注）定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 Ⅲ－２－２ 損害保険代理店の登録事務 （１）登録申請書等の受理及び確認 ①～④ （略） ⑤ 登録申請書の添付書類 ア．～オ．（略） カ． 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正
<u>（ア） 住民票記載事項証明書</u> <u>（イ） 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</u> <u>（ウ） 印鑑登録証明書</u> <u>（エ） 有効期限内の次の書類の写し</u> 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード （注）定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 V－１－３ 登録申請書の添付書類 （１）～（２）（略） （３）代替書類 ① 略） ② 個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書又は<u>外国人登録法に基づく登録証明書等</u>をいうものとする。	（ア） 住民票記載事項証明書 （削除） <u>（イ） 印鑑登録証明書</u> <u>（ウ） 有効期限内の次の書類の写し</u> 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、<u>在留カード又は特別永住者証明書</u> （注）定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 V－１－３ 登録申請書の添付書類 （１）～（２）（略） （３）代替書類 ① （略） ② 個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書、<u>在留カード又は特別永住者証明書</u>をいうものとする。